

国立大学法人富山大学競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の
人件費支出についての活用方針

令和4年11月22日 策定

本活用方針は、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費等の直接研究費から、研究代表者（PI：Principal Investigator）等（以下「研究代表者等」という。）の人件費を支出する制度（以下「本制度」という。）を整備するに当たり、確保した経費による研究人材、研究資金及び研究環境の強化を図ることを目的として策定する。

（目標）

第1条 研究代表者等の人件費を競争的研究費等から支出することにより確保した資金を、本学の研究力向上のため、研究者が研究に専念できる環境の整備や若手研究者に対する重点的な支援のために活用することを目標とする。

（定義）

第2条 この方針で用いられる用語の定義は、次の各号に定める。

（1）競争的研究費

各府省の資金配分機関からの公募により配分される競争的研究費をいう。

（2）競争的研究費等

競争的研究費、受託研究費（受託事業費を含む。）及び研究助成金をいう。

（3）直接経費

競争的研究費等により配分される経費のうち、直接研究に必要な経費として研究者が使用する経費をいう。

（4）研究代表者等

当該競争的研究費等により実施する研究の研究代表者及び常勤の研究分担者をいう。

（5）学系

国立大学法人富山大学学則第17条に定める、学術研究部の各学系をいう。

（当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策）

第3条 第1条に規定する目標を達成するため、本学は、この方針に基づき得られる人件費相当額を、次の各号に定める機能強化に用いるものとする。

（1）研究代表者等の給与水準の向上（手当によるものを含む。）

（2）本学の研究力向上に用いる支援経費

- イ 若手研究者の雇用
- ロ 博士課程学生等の処遇の改善
- ハ 学部学生及び修士（博士前期）課程学生の研究支援
- ニ その他学系の長が研究力向上につながると認めたもの

（留意事項等）

第4条 この方針に基づき、活用する財源については、次の各号に留意するものとする。

- （1）直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が主体的に判断するものであり、研究者の人件費を競争的研究費等の直接経費から支出することを本学が強制するものではない。
- （2）本活用方針については、本学の研究者の意向等も踏まえ、適宜見直しを行うものとし、本制度の目標が達成できるよう、取り組むものとする。
- （3）本制度の目標を達成するため、本学が行う多様で優秀な人材を惹きつける魅力ある人事給与マネジメントの改善と一体的に取り組む。
- （4）本活用方針に基づき実施する内容や、運用方法についての詳細は、別に定めるものとする。
- （5）研究代表者等が所属する学系の長は、研究代表者等のエフォートを適切に管理し、研究代表者等をはじめとする研究者が当該研究活動に専念できるよう、業務の軽減等により研究時間の確保を図るものとする。

附 則

この方針は、令和4年11月22日から実施する。